

## 王滝村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

(昭和 46 年 8 月 31 日 条例第 89 号)

改正	昭和 49 年 6 月 18 日	昭和 58 年 6 月 29 日
	昭和 51 年 3 月 31 日	平成 4 年 9 月 24 日 条例第 20 号
	昭和 51 年 9 月 29 日	平成 7 年 9 月 20 日 条例第 13 号
	昭和 52 年 10 月 1 日	

(目的)

第 1 条 この条例は、王滝村に勤務する消防団員に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第 2 条 村長は、消防団員が消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し又は障害の状態となった場合においては賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第 3 条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゅつ金は 490 万円以上 2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。
- (2) 障害者賞じゅつ金は、2,060 万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分の区分ごとに功労の程度によって定める。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第 3 条の 2 王滝村長は、消防吏員及び消防団員が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000 万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第 2 条の規定による賞じゅつ金は、授与しない。

(授与の対象)

第 4 条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号。以下「政令」という。)第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項の規定の例による。

(審査)

第 5 条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金授与については、王滝村消防賞じゅつ金等審査委員会の審査を経なければならない。

(委任規定)

第 6 条 この条例の施行に関し、必要な事項は村長が定める。

第 10 編 防災・消防（王滝村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例）

---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 6 月 18 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 9 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 10 月 1 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 58 年 6 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 9 月 24 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 9 月 20 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

障害者賞じゅつ金（第 3 条関係）

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額	
第 1 級	20,600,000 円以下	4,900,000 円以上
第 2 級	15,500,000 円以下	4,600,000 円以上
第 3 級	13,600,000 円以下	4,100,000 円以上
第 4 級	12,100,000 円以下	3,600,000 円以上
第 5 級	10,300,000 円以下	3,100,000 円以上
第 6 級	9,000,000 円以下	2,800,000 円以上
第 7 級	7,600,000 円以下	2,300,000 円以上
第 8 級	6,400,000 円以下	1,900,000 円以上

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第三に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第 6 条第 2 項から第 6 項（第 3 項第 1 号を除く。）までの規定の例による。